

## フードバリューチェーントータル実証事業実施要領

制定 平成30年2月1日29食産第4423号  
農林水産省食料産業局長通知

### 第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の4のフードバリューチェーントータル実証事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

### 第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の4の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合又は独立行政法人
  - (2) 法人格を有さない団体であつて食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 1の(2)の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 主たる事務所の定めがあること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
  - (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 1の(2)の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

### 第3 事業の内容等

T P P参加国やE U等の国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大する上で、これまで取組が進んでいない新たな輸送技術や販売手法等について、生産、加工・貯蔵、物流・輸送及び販売の各段階の関係者の参画を得ながら、ボトルネックとなっている構造的な課題を解決し、新たな物流と商流のフードバリューチェーンを形成するため、以下の取組のうち1つ又は複数の組み合わせによる実証的取組を支援する。

#### (1) 生産段階の取組

輸出に適した品種・栽培方法への変更、輸出先国・地域のニーズに応じた規格等へ

の変更、衝撃に強い梱包資材の導入、輸出先国・地域の残留農薬基準等に対応した生産管理、低コスト栽培技術の確立のための実証ほ場の設置等

(2) 加工・貯蔵段階の取組

品質を保持するための新たな冷凍・冷蔵技術の導入、賞味期限の延長を可能とする製法・包装資材の導入、輸出先国・地域の規制等（添加物・表示等）への対応、輸出先国・地域のニーズに応じた商品の改良・開発等

(3) 物流・輸送段階の取組

産地と消費地を結ぶコールドチェーンの確立による流通の高度化や、地域商社等が複数業者の商品を物流拠点に集約し大規模ロットで流通の低コスト化を図る取組等

(4) 販売段階の取組

輸出先国・地域の食のライフスタイルや健康志向等のニーズを踏まえた新たな販売促進の方法や輸出ルートの開拓の取組、海外における産直市場の設置等による新たな販路の確立等

(補助対象経費)

旅費（招聘費を含む。）、謝金、役務費、備品費、消耗品費、委託費、輸送費、使用料及び賃借料（保管費、機材リース費を含む。）、人件費、賃金等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業による取組の成果を適切に評価・検証することができる成果目標を設定していること。
- (3) 事業の実施に当たっては、生産、加工・貯蔵、物流・輸送及び販売の各段階の関係者と連携すること。
- (4) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (5) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の4のフードバリューチェーントータル実証事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

### 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の積算内訳欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

## 第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、事業の成果について、別記様式3により、毎会計年度終了後6ヶ月以内に食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、食料産業局長の指導・助言を受けるなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

## 第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第9 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指

導を行うことができるものとする。

#### 第10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

#### 第11 その他

- 1 補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

国庫補助金額＝（補助対象経費－（（補助事業の実施により発生した収入－当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費を除く。））－補助事業に要した経費のうち補助対象外経費））×補助率

- 2 事業実施主体は、事業終了後、インターネット上等に事業成果を公表するものとする。また、事業実施主体は、食料産業局長が事業成果を普及しようとする際には、資料の提供等の協力をするものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号  
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名

印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

1 事 業 名

2 団体の名称

3 主たる事務所の所在地

4 代表者の役職名及び氏名

5 設立年月日

6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

| 名称 | 所在地 | 代表者<br>氏名 | 大企業・中小<br>企業の別 | 従業員<br>数 | 資本金 | 品目 | 生産<br>都道府県 | 年間販<br>売額 | 主要<br>事業 | 備考 |
|----|-----|-----------|----------------|----------|-----|----|------------|-----------|----------|----|
|    |     |           |                |          |     |    |            |           |          |    |
|    |     |           |                |          |     |    |            |           |          |    |

（注1）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

（注2）構成員が多数の場合、これを別様とすることができる。

（注3）生産都道府県について、北海道の場合は振興局単位で記入すること。

8 設立目的

9 事業実施計画の内容

（注）当該団体の当該事業年度における事業実施計画の内容（申請する活動を含む。）を記入すること。

10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式 2 (第 6 関係)

番 号  
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

「平成 29 年度フードバリューチェーントータル実証事業」事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○（注 4）

- （注） 1 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とすること。
- 2 関係書類として別添を添付すること。
- 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 29 年度フードバリューチェーントータル実証事業の実施結果報告について」とし、別添の 4 の（1）の「成果」の欄に事業成果を記載すること。

別 添

1 事業実施主体の概要

- ① 名称（ふりがな）
- ② 所在地及び担当者連絡先
- ③ 代表者の役職及び氏名

2 事業の目的

（注）輸出拡大のボトルネックになっている課題及びその解決のために何が必要となっているのかを踏まえて記載すること。

3 事業の内容

- （1）生産段階の取組
- （2）加工・貯蔵段階の取組
- （3）物流・輸送段階の取組
- （4）販売段階の取組

4 事業の成果目標・期待できる波及効果

（1）事業の成果目標（達成すべき成果）

| 事業の取組内容      | 輸出先国<br>又は地域 | 品目 | 成果目標 | 成果 |
|--------------|--------------|----|------|----|
| ① 生産段階の取組    |              |    |      |    |
| ② 加工・貯蔵段階の取組 |              |    |      |    |
| ③ 物流・輸送段階の取組 |              |    |      |    |
| ④ 販売段階の取組    |              |    |      |    |

（注1）成果目標欄には、具体的な数値目標等を記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

- ・本実証事業を通じて、○年までに輸出額を○億円（○％）増加。
- ・本実証事業を通じて、生産コストを○％削減。

（注2）成果欄は、事業実施結果に係る報告の際に記載すること。また、事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、事業実施年度の進捗状況を記載すること。なお、事業成果に係る記載は別葉にすることができる。

（注3）実証の結果、当初見込んでいた成果が得られなかった場合は、別記様式3の事業成果報告

において、その要因を分析のうえ、解決すべき課題や考えられる解決方法等について、成果欄に記載すること。

(2) 事業成果・効果の検証方法

① 生産段階の取組

② 加工・貯蔵段階の取組

③ 物流・輸送段階の取組

④ 販売段階の取組

(3) 期待できる波及効果

5 事業のスケジュール

3に記載の事業内容について、成果達成までの複数年のスケジュール及び当該年度のスケジュールを記載すること。

(1) 当該年度のスケジュール

(2) 成果達成までのスケジュール

6 積算内訳

| 区 分          | 事業費 | 負 担 区 分 |        | 事業の委託                  | 備 考                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-----|---------|--------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              |     | 国 庫補助金  | 自 己負担金 |                        |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1 生産段階の取組    | 円   | 円       | 円      | (1)委託先<br>(2)委託する事業の内容 | ※1 各経費については、第3の1の補助対象経費を参考とすること。<br>※2 事業の一部を委託する場合には、それに要する経費を記載すること。<br>※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること（別葉可）。<br><br>○○○費<br>単価×数量、員数等=△△△円<br>○○○費<br>単価×数量、員数等=△△△円<br>○○○費<br>単価×数量、員数等=△△△円<br>○○○費<br>単価×数量、員数等=△△△円 |
| 2 加工・貯蔵段階の取組 |     |         |        |                        |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3 物流・輸送段階の取組 |     |         |        |                        |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 販売段階の取組    |     |         |        |                        |                                                                                                                                                                                                                                 |

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| 計 |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|

(注) (1) 選択した事業メニューについて記載すること。

(2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

なお、備考については、別葉とすることができる。

(3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

## 7 特記事項

## 8 添付資料

(1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付すること。

(3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。

(4) 事業実施結果に係る報告の場合には、別紙「平成 29 年度フードバリューチェーントータル実証事業の実施に係る収益報告」を添付すること。

(5) 必要に応じて資料を添付すること。

別紙

平成 29 年度フードバリューチェーントータル実証事業の実施に係る収益報告

①補助対象経費

円

②補助事業の実施により発生した収入

円

③当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費を除く。）

円

④補助事業に要した経費のうち補助対象外経費

円

⑤補助率

⑥国庫補助金額【 $(① - ((② - ③) - ④) \times ⑤)$ 】

円

別記様式3（第7の2関係）

番 号  
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

「平成29年度フードバリューチェーントータル実証事業」に係る事業成果の報告について

フードバリューチェーントータル実証事業実施要領（平成30年2月1日付け29食産第4423号食料産業局長通知）第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として別添を添付すること。

別 添

1 活動内容

(注) 当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

| 事業の取組内容      | 輸出先国<br>又は地域 | 品目 | 成果目標 | 成果 |
|--------------|--------------|----|------|----|
| ① 生産段階の取組    |              |    |      |    |
| ② 加工・貯蔵段階の取組 |              |    |      |    |
| ③ 物流・輸送段階の取組 |              |    |      |    |
| ④ 販売段階の取組    |              |    |      |    |

(注) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、事業実施年度の成果欄は、その進捗状況を記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 取り組んだ事業の内容ごとに成果目標の達成状況を評価し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料